

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の拡充・延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100</p> <p>拡充：・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター)</p> <p>・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)</p> <p>租税特別措置法第12条第1項の表の第1号イ 租税特別措置法施行令第6条の3第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第6項並びに第7項第1号及び第3号</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲14.9 百万円 (▲900 百万円の内数)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水道等の交通・生活基盤の整備と並行して製造業、旅館業等を振興することにより、所得水準の向上、雇用の場の確保等を通じた地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えているため、産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速し活力が失われてきている。</p> <p>一方、半島地域は、農地、森林、漁場からの豊かな農林水産資源や、景観・歴史・文化等の観光資源に恵まれており、国民経済の健全な発展、国民の福祉の向上等を図る上で重要な役割を有している。</p> <p>また今般、新成長戦略において、地域活性化の切り札として、豊かな地域資源を活用した観光の振興、農林水産業の6次化等による成長産業化、情報通信技術の更なる利活用によるIT立国の推進が、目指すべき方向として打ち出されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、半島地域の特性を活用した地域経済を支える産業の創出、他地域との交流の促進により、地域住民の所得水準の向上、雇用の場の確保等を図り、その自立的発展促進するため、現行の特別償却制度を延長するとともに、対象業種として農林水産物等販売業及び情報サービス業等の追加、旅館業についての地区要件の廃止が必要である。</p>											
<p>今回の要望に関連する</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1272 539 1485"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1272 1479 1485"> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第16条（租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする） ・政策評価体系 <p>政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 26 都市再生・地域再生を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1485 539 1630"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1485 1479 1630"> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1630 539 1798"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1630 1479 1798"> <p>2年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1798 539 1921"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1798 1479 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1921 539 2143"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1921 1479 2143"> <p>半島地域の交流人口は、制度創設時の数値（昭和60年113,690千人）から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値（平成20年）は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。2年後に平成17年度対比102%の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第16条（租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする） ・政策評価体系 <p>政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 26 都市再生・地域再生を推進する</p>	<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>半島地域の交流人口は、制度創設時の数値（昭和60年113,690千人）から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値（平成20年）は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。2年後に平成17年度対比102%の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第16条（租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする） ・政策評価体系 <p>政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 26 都市再生・地域再生を推進する</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比102%（平成22年）</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>半島地域の交流人口は、制度創設時の数値（昭和60年113,690千人）から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値（平成20年）は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。2年後に平成17年度対比102%の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。</p>											

有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度：適用見込み件数 72件 平成24年度：適用見込み件数 69件 (いずれも法人税分を含む。)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場製品の加工等による高付加価値や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却(法人税)(租税特別措置法第45条第1項の表の第1号イ、第68条の27、同法施行令第28条の9及び第39条の56) ・買換特例(所得税、法人税)(租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号ハ、同法施行令第39条の7第6項第2号ハ)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・半島らしい暮らし・産業創出事業経費 62百万円 (平成22年度当初、国費)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・半島振興に係る上記予算措置は、NPO、地縁組織、地域住民等の活動主体に対する地域活動への支援を通じた調査、その他半島振興法の施行上必要な調査を行うものである。一方、税制特例は法人・個人を対象に、その産業活動を活性化させるための優遇措置を設けるものであり、上記予算措置とは対象者、対象活動共に性格が異なる。よって、これを代替するものではなく、税制特例と予算措置が半島振興法の下で総合的に補完し合いながら半島地域の活性化を図るものである。
	要望の措置の妥当性	<p>実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置としての確かつ効果的な手段である。また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成19年度：適用57件 減収額 652百万円 平成20年度：適用69件 減収額 760百万円 平成21年度：適用53件 減収額 1,065百万円 (いずれも法人税分を含む。)</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>工場等の新規立地件数は、平成17年(86件)から平成20年(93件)まで80~90件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値(平成21年度)は47件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は21.4%(平成19年度)から44.7%(平成21年度)に向上していることから、現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度となっている。また、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。</p>
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の所得水準を向上させること。 ・半島地域の工業の集積を進めること。 ・半島地域の財政力を向上させること。 ・半島地域の交流人口数を増加させること。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>半島地域の交流人口は、前回要望時の数値（平成18年）が138,525千人であったのに対し、直近値（平成20年）は133,986千人となり、現状では目標を3.3%下回っているが、災害に伴う幹線道路交通の遮断や、宿泊施設やテーマパークの閉鎖に伴う観光客の減少といった理由によるものであることから、現行措置の拡充・延長により引き続き目標達成に向けた措置を講じる必要がある。</p> <p>なお、他の目標については以下の状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における工場等の新規立地件数は、前回要望時の数値（平成19年度、98件）に対し、景気の低迷の影響により直近値（平成21年度）は47件と減少に転じている。 ・半島地域の市町村の財政力指数の平均は、前回要望時の数値（平成18年度）が0.39（全国平均：0.46）であったのに対し、直近値（平成20年度）は0.40（全国平均：0.52）となっており、財政力の向上が見られる一方で、全国平均とは依然格差が大きい。 ・半島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要望時の数値（平成18年）が96万円（全国平均：147万円）であったのに対し、直近値（平成20年）は109万円（全国平均：151万円）となっており、得水準の向上が見られる一方で、財政力と同様、全国平均とは依然格差が大きい。 <p>こうした格差を解消するためには、措置の延長及び業種拡大による産業振興策の拡充が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>（製造業）昭和61年度：創設 昭和63年度,平成2,4年度：適用期間の2年延長 平成6年度：適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度：適用期間の2年延長</p> <p>（旅館業）平成17年度：創設 平成19,21年度：適用期間の2年延長</p>

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の拡充・延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100</p> <p>拡充：・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する (情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター)</p> <p>・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)</p> <p>租税特別措置法第45条第1項の表の第1号イ、第68条の27 租税特別措置法施行令第28条の9第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第6、第7項第1号及び第3号、第39条の56</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲13.5 百万円 (▲900 百万円の内数)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水道等の交通・生活基盤の整備と並行して製造業、旅館業等を振興することにより、所得水準の向上、雇用の場の確保等を通じた地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えているため、産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速し活力が失われてきている。</p> <p>一方、半島地域は、農地、森林、漁場からの豊かな農林水産資源や、景観・歴史・文化等の観光資源に恵まれており、国民経済の健全な発展、国民の福祉の向上等を図る上で重要な役割を有している。</p> <p>また今般、新成長戦略において、地域活性化の切り札として、豊かな地域資源を活用した観光の振興、農林水産業の6次化等による成長産業化、情報通信技術の更なる利活用によるIT立国の推進が、目指すべき方向として打ち出されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、半島地域の特性を活用した地域経済を支える産業の創出、他地域との交流の促進により、地域住民の所得水準の向上、雇用の場の確保等を図り、その自立的発展促進するため、現行の特別償却制度を延長するとともに、対象業種として農林水産物等販売業及び情報サービス業等の追加、旅館業についての地区要件の廃止が必要である。</p>		
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第16条（租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする） ・政策評価体系 <p>政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 26 都市再生・地域再生を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比 102%（平成22年）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。 <p>交流人口：平成17年度対比 102%（平成22年）</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>半島地域の交流人口は、制度創設時の数値（昭和60年113,690千人）から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の影響もあり、直近値（平成20年）は133,986千人、平成17年度対比98.9%となっている。2年後に平成17年度対比102%の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。</p>		

	有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度：適用見込み72件 平成24年度：適用見込み69件 (いずれも所得税分を含む。)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場製品の加工等による高付加価値や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却(所得税)(租税特別措置法第12条第1項の表の第1号イ、同法施行令第6条の3第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第6項並びに第7項第1号及び第3号) ・買換特例(所得税、法人税)(租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号ハ、同法施行令第39条の7第6項第2号ハ)
		予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・半島らしい暮らし・産業創出事業経費 62百万円 (平成22年度当初、国費) ・半島振興に係る上記予算措置は、NPO、地縁組織、地域住民等の活動主体に対する地域活動への支援を通じた調査、その他半島振興法の施行上必要な調査を行うものである。一方、税制特例は法人・個人を対象に、その産業活動を活性化させるための優遇措置を設けるものであり、上記予算措置とは対象者、対象活動共に性格が異なる。よって、これを代替するものではなく、税制特例と予算措置が半島振興法の下で総合的に補完し合いながら半島地域の活性化を図るものである。
	要望の措置の妥当性	実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置としての確かつ効果的な手段である。また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	平成19年度：適用57件 減収額 652百万円 平成20年度：適用69件 減収額 760百万円 平成21年度：適用53件 減収額 1,065百万円 (いずれも所得税分を含む。)	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	工場等の新規立地件数は、平成17年(86件)から平成20年(93件)まで80~90件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値(平成21年度)は47件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は21.4%(平成19年度)から44.7%(平成21年度)に向上していることから、現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度となっている。また、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。	
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・半島地域の所得水準を向上させること。 ・半島地域の工業の集積を進めること。 ・半島地域の財政力を向上させること。 ・半島地域の交流人口数を増加させること。 	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>半島地域の交流人口は、前回要望時の数値（平成18年）が138,525千人であったのに対し、直近値（平成20年）は133,986千人となり、現状では目標を3.3%下回っているが、災害に伴う幹線道路交通の遮断や、宿泊施設やテーマパークの閉鎖に伴う観光客の減少といった理由によるものであることから、現行措置の拡充・延長により引き続き目標達成に向けた措置を講じる必要がある。</p> <p>なお、他の目標については以下の状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における工場等の新規立地件数は、前回要望時の数値（平成19年度、98件）に対し、景気の低迷の影響により直近値（平成21年度）は47件と減少に転じている。 ・半島地域の市町村の財政力指数の平均は、前回要望時の数値（平成18年度）が0.39（全国平均：0.46）であったのに対し、直近値（平成20年度）は0.40（全国平均：0.52）となっており、財政力の向上が見られる一方で、全国平均とは依然格差が大きい。 ・半島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要望時の数値（平成18年）が96万円（全国平均：147万円）であったのに対し、直近値（平成20年）は109万円（全国平均：151万円）となっており、得水準の向上が見られる一方で、財政力と同様、全国平均とは依然格差が大きい。 <p>こうした格差を解消するためには、措置の延長及び業種拡大による産業振興策の拡充が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>（製造業）昭和61年度：創設 昭和63年度,平成2,4年度：適用期間の2年延長 平成6年度：適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度：適用期間の2年延長</p> <p>（旅館業）平成17年度：創設 平成19,21年度：適用期間の2年延長</p>